

行政文書開示決定通知書

渡部 友一郎 様

金融庁長官 中島 淳一

令和5年3月16日に受け付けた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示請求を受けた行政文書の名称等

金融商品取引法等の一部を改正する法律案（決定）（金融庁・財務・厚生労働・国土交通省）（令和5年3月14日閣議決定）に関連して、内閣法制局に通例提出される行政文書（①法律案、②理由、③新旧対象条文、④用例集、⑤内閣法制局説明資料）のうち⑤内閣法制局説明資料のみ（注※）。注※法案に係る法的論点について内閣法制局の審査のためにまとめられた行政文書、各省庁により呼称は異なります（御説明資料、逐条解説など）。最終版をPDF化したもので差し支えありません。

2 開示決定を行う行政文書の名称等

行政文書の名称	種類	量	量			
			計	白黒	カラー	全部不開示
金融商品取引法等の一部を改正する法律案 逐条解説	電子	1ファイル	550	534	15	1
合計		1ファイル	550	534	15	1

（注）上記「行政文書の名称」については、「1 開示請求を受けた行政文書の名称等」の内容に関連する行政文書に限る。

3 不開示とした部分とその理由

行政文書の名称	不開示とした部分	根拠条項	不開示とした理由
金融商品取引法等の一部を改正する法律案 逐条解説	2-22頁の一部	法第5条第5号	政府の出資予定に関する記載であり、国の機関間における今後の検討又は協議に関する情報であるといえ、公にすることにより今後の検討又は調整に際して当該意思決定について率直な意見の交換、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。
	2-27頁の一部	法第5条第1号及び同条第6号柱書	記載の所属法人名及び役職と設立行為の時期を照合することにより特定の個人を識別することが可能になる情報であるため。また、当該部分は、非公表を前提とした発起人の所属法人名及び役職が記載されており、当該情報を公にすると、独立行政法人等と発起人及び所属法人との信頼関係が破綻し、当該独立行政法人等の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
	2-39頁の一部	法第5条第5号	理事の所掌は機構の設立関係者で検討されるべき事項であり、公にすることにより今後の検討又は調整に際して当該意思決定について率直な意見の交換、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。
	2-50頁及び2-51頁の一部並びに2-52頁の全部	法第5条第5号	中立アドバイザーに関する制度の詳細は、機構の設立関係者で検討されるべき事項であり、公にすることにより今後の検討又は調整に際して当該意思決定について率直な意見の交換、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。
	2-56頁の一部	法第5条第5号	機構の収益事業の詳細は、機構の設立関係者で検討されるべき事項であり、公にすることにより今後の検討又は調整に際して当該意思決定について率直な意見の交換、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、金融庁長官に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所又は同法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。